

# 森林施業の集約化等に関する三重県森林簿等取扱要領

(制定趣旨)

第1 この要領は、地域森林計画の樹立・変更に伴い作成した森林簿及び森林計画図、森林基本図、森林GISデータ並びに森林オルソフォト等（以下「森林簿等」という。）の取扱いについて必要な事項を定め、森林簿等を適正に利用することにより、森林経営計画の作成や森林施業の集約化等による効率的かつ計画的な森林整備を促進することを目的とする。

(関係法令等)

第2 森林簿等の取扱いについては、森林法（昭和26年法律第249号）、森林法施行令（昭和26年政令第276号）、森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）及び農林水産事務次官通知「地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画に関する事務の取扱いについて」（平成12年5月8日付け12林野計第154号）及び林野庁長官通知「地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画に関する事務の取扱いの運用について」（平成12年5月8日付け12林野計第188号）及び個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）及び三重県情報公開条例（平成11年三重県条例第42号。以下「公開条例」という。）によるほか、この要領によるものとする。

(定義)

第3 この要領において、森林簿等とは、次に掲げるものをいう。

(1) 森林簿

県内の民有林（国有林以外の森林）について、「林班」や「小班」を単位とし、樹種・林齢・面積・材積・成長量・森林の所有者・森林の所在・施業の方法・地況等の森林資源情報を取りまとめた帳簿。

(2) 森林基本図

空中写真を図化した地形図に、行政区界等を記入した図面。

(3) 森林計画図

森林基本図又は森林オルソフォト又は両者を重ね合わせたものに森林計画界・林班界・小班界・林班名等を記入した図面。

(4) 森林オルソフォト

空中写真の歪みを修正するための処理が施されたデジタル画像。

(5) 森林GISデータ

三重県が管理している森林簿及び森林計画図等のGISデータ。

- 2 この要領において、測量成果とは、次に掲げるものをいう。
  - (1) 航空レーザ測量成果
  - (2) 森林資源解析成果
- 3 この要領において、管理者等とは、次に掲げるものをいう。
  - (1) 管理者  
森林簿等の管理を行う各農林（水産）事務所森林・林業室長。
  - (2) 総括管理者  
森林簿等の管理および管理者の指導を行う農林水産部森林・林業経営課長。
- 4 この要領において、利用者とは、次に掲げるものをいう。
  - (1) 林業労働力の確保の促進に関する法律第2条第2項に該当する事業主（以下「林業事業体等」という。）
  - (2) 森林整備又は森林保全活動を行う団体
  - (3) その他、利用を希望する者
- 5 この要領において、三重県森林資源情報管理システム（以下、「森林クラウド」という。）とは、市町や林業事業体等との情報共有を強化し、森林GISデータを管理するために、三重県が利用するシステムをいう。
- 6 この要領において、インターネット版森林クラウド共通テナント（以下、「共通テナント」という。）とは、林業事業体等や森林整備又は森林保全活動を行う団体向けに三重県がインターネット上に構築した森林クラウドのテナントをいう。

（管理者等の責務）

第4 管理者等は、森林簿等の管理にあたり、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 森林簿等の保管に当たり、不正な持出し、改ざん、消去及び紛失が起こらないよう必要な措置を講じること。
- (2) 個人情報を含む森林簿については、森林関係業務の実施に必要な範囲で利用し、森林所有者の権利及び権益を害することのないよう、措置を講じること。
- (3) 個人情報を含む森林簿を廃棄する場合は、個人情報が漏洩しないよう、適切に廃棄すること。

（総括管理者の責務）

第5 総括管理者は、地域森林計画の樹立又は変更に基づき森林簿等が変更された場合は、変更された森林簿等を速やかに配備しなければならない。

- 2 総括管理者は、市町等が行う森林簿等の利用に対して、本要領の準用及びそれぞれの定める個人情報保護規程等に基づく適正な個人情報の取扱いを求めなければならない。

(利用上の確認事項)

第6 管理者等は、森林簿等の利用者に次の事項を説明しなければならない。また、利用者は、次の事項を理解の上で利用するものとする。

- (1) 森林簿及び森林計画図は、三重県農林水産部に帰属することを理解の上、適正に利用しなければならない。
- (2) 森林簿及び森林計画図は、地域森林計画等の樹立又は変更のための基礎資料及び森林経営計画の作成を支援するための資料として、必要な範囲で聞き取りや関係資料等の照合により作成したものであり、林況及び所有界等について実測又は現地確認を行っているものではないこと。
- (3) 森林簿と森林計画図は、所有権・所有界・面積等土地に関する諸権利及び立木竹の評価について証明するものではないこと。  
また、森林簿に記載している地番・森林所有者名・面積・制限林の種類等は登記簿等と整合性を図っているものではなく、証明能力を有するものではないこと。
- (4) 森林簿に記載している項目のうち「森林の所在の地番」「森林の所有者の氏名」を「個人等が識別される情報」とし、法及び本要領に基づき適正に扱うこと。

(利用の区分等)

第7 森林簿等の利用は以下の区分のとおりとする。

- (1) 閲覧：配備先で森林簿等を調べ見ること。
  - (2) 交付：森林簿等の全部又は一部を印刷又はデータ出力したものを引き渡すこと。
  - (3) 使用：森林簿等の全部又は一部を使って、新たに別種の地図・製品等を作成するなど他の目的のため処理すること。
- 2 交付又は使用可能な森林簿等は、森林簿及び森林計画図とする。

(利用の対象者・範囲)

第8 森林簿等は、次に掲げるいずれかの場合に利用することができる。

- (1) 法人又はその他の団体が、自己の所有する森林の範囲で利用する場合。
- (2) 利用者が以下のアからエの全てに該当し、森林経営計画の作成等を目的として、市町村森林整備計画で定める森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域の範囲内で集約化に取り組むために利用する場合。
  - ア 施業の集約化及び経営の受委託に取り組む林業事業者等。
  - イ 森林施業が過去3年以内に1ha以上行われていること。ただし、「林業労働力の確保の促進に関する法律」第5条で規定する計画の認定を受けた者（以下「認定林業事業者」という。）又は森林経営計画の認定を受けている者についてはこの限りではない。
  - ウ 個人情報データを適正に管理できること。
  - エ 県内に主たる事業所があること。

(3) 利用者が以下のアからオの全てに該当し、森林整備又は森林保全活動を行う範囲で利用する場合。

ア 森林整備又は森林保全活動を行う団体。

イ 団体としての組織を備え、構成員の変更にかかわらず団体そのものが存続するとともに、森林整備又は森林保全活動が現在に至る過去3年以内に1ha以上行われていること。ただし、森林経営計画の認定を受けている者についてはこの限りではない。

ウ 個人情報 を適正に管理できること。

エ 県内に事業所があること。

オ 次に掲げる要件の全てに該当する規約を有していること。

(ア) 目的、名称及び事務所を定めていること。

(イ) 意思決定の機関及びその方法について定めがあり、意思決定に対する構成員の参加に関し不当な差別をしていないこと。

(ウ) 構成員の資格並びに加入および脱退を不当に制限していないこと。

(エ) 代表者の選任手続き並びに総会の運営方法並びに財務及び会計に関し、必要な事項をあきらかにしていること。

2 要領第8の1に基づく申請の場合は、以下のとおりとする。

(1) 要領第8の1(1)の場合、利用者は森林簿等利用申請書(様式第1号)を管理者又は総括管理者に提出するものとする。

(2) 要領第8の1(2)又は(3)の場合、利用者は森林簿等利用申請書(様式第2号)を管理者に提出するものとする。なお、申請書に施業実績一覧表(様式第2-1号)、個人情報管理誓約書(様式第3号)及び個人情報の保護に関する取扱い規程の写しを添付し提出するものとする。ただし、認定林業事業体又は森林経営計画の認定を受けている者については、様式第2-1号の提出は要しない。

(審査等)

第9 要領第8の2の(1)に基づく申請について、管理者は申請に対して審査を行い、適正と認められる場合は森林簿等の開示を行うものとする。

2 要領第8の2の(2)に基づく申請について、以下のとおりとする。

(1) 管理者は、審査に際して関係市町長の意見を聴くものとする。ただし、認定林業事業体又は森林経営計画の認定を受けている者については、この限りではない。

(2) 管理者は、申請が適正と認められる場合は、森林簿等の利用を承認し、利用者へに通知する(様式第4号)とともに、結果を総括管理者に報告する(様式第4-1号)ものとする。総括管理者は、利用者への森林簿等の開示状況をホームページで公開するものとする。

(3) 利用者は、利用目的を達した場合又は目的の達成が困難となった場合は、管理者に森林簿等利用実績報告書(様式第5号)を提出するとともに、必要の無くなった

提供済森林簿等を適正に処分するものとする。また、管理者は必要に応じて森林簿等利用実績報告書に基づき内容を確認するものとする。

- (4) 利用者は、利用の期間が1年を超える場合は、1年を経過する毎に速やかに管理者に森林簿利用状況報告書（様式第5-1号）により利用状況を報告するものとする。
- (5) 管理者は、森林簿等利用状況管理表（様式第5-2号）により、承認後の利用状況を把握するものとする。
- (6) 管理者は、利用者が申請時に認定を受けていた森林経営計画の認定が取り消されたことが分かった場合等には、承認を取り消すことができる。

#### （システムデータの申請）

第10 次の各号に掲げる者は、この要領の定めるところにより森林・林業行政の推進のため、森林GISデータの交付を申請することができる。

(1) 森林組合法第9条に基づく組合員のための事業の実施又は組合員の森林経営計画の作成のために必要と認められ、個人情報保護に関する取扱いが定められている森林組合

- 2 前項で定める者が、森林GISデータを申請する場合は、管理者に森林GISデータ交付申請書（様式第6号）を提出するものとする。なお、前項で定める者は、申請書に個人情報保護に関する取扱い規程の写しを添付し提出するものとする。
- 3 管理者は、申請内容を検討し、不備等がない場合は森林GISデータを交付できるものとする。
- 4 前項により森林GISデータの交付を受けた者は、管理者等が行う森林簿等の更新・修正に協力するものとする。

#### （共通テナントの利用）

第11 次の各号に掲げる者は、この要領の定めるところにより、効率的かつ効果的な森林整備を行うため、共通テナントを利用することができる。

- (1) 要領第8の1(2)のアからエの全てに該当する者
- (2) 要領第8の1(3)のアからオの全てに該当する者

- 2 共通テナントを利用しようとする者は（以下、「利用希望者」という。）、共通テナント利用希望届出書（様式第8号）に、前項の(1)または(2)のいずれかに該当する者であることを証明する資料の写しを添付し、管理者に提出するものとする。
- 3 管理者は届出内容の確認結果を利用希望者に通知（様式第9号）するとともに、総括管理者に報告（様式第9-1号）するものとする。総括管理者は、森林クラウドの運用保守業者にアカウントの作成及び契約事務手続きを行うことを指示するものとする。
- 4 前項の規定により、森林クラウドの運用保守業者と契約を締結している者（以下、「共通テナント利用者」という。）は、管理者等が行う森林簿等の更新・修正の協力を努め

るものとする。

#### (測量成果の利用)

第 12 測量成果を利用しようとする者は（以下、「測量成果利用者」という。）、測量成果利用承認申請書（様式第 10 号）を統括管理者に提出するものとし、測量法第 43 条に該当する場合は測量成果複製承認申請書（様式第 10-1 号）を、測量法第 44 条に該当する場合は測量成果使用承認申請書（様式第 10-2 号）を、併せて提出するものとする。

2 統括管理者は、前項の承認の申請があった場合において、次の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、測量成果利用（複製、使用）承認書（様式第 11 号）により承認するものとする。

(1) 偽りその他不正な手段により承認を受けようとするもの

(2) 個人情報保護等の個人の権利利益、国の安全等を害すること又は犯罪行為その他違法な行為に用いる目的で利用することが明らかなもの

3 統括管理者は、前項の承認に当たっては、次の各号に掲げる条件を付することができる。

(1) 成果品を作成した時は、公共測量の測量成果を利用したことを明示すること

(2) 成果品を作成した時は、速やかに当該成果品の写しを提出すること。

(3) 電気通信回線を通じてインターネット及び電子メールその他の方法により、作成した成果品及びそれを含む情報を公表したときは、速やかにホームページアドレス等を電子メールその他の方法により統括管理者へ報告すること。

(4) 標高等のデータを再計算し、新たなデータを作成する場合は、利用者が簡便な方法により、成果品から原測量成果に復元できない状態にすること。

(5) 前 4 号に定めるもののほか、統括管理者が必要と認める事項。

4 測量成果利用者は、測量成果利用承認書に記載された条件を遵守しなければならない

#### (費用の負担)

第 13 森林簿等の交付を受けようとするものは、三重県情報公開条例施行規則第 12 条の規定に基づき、交付に要する費用を負担しなければならない。

2 共通テナント利用者は、運用保守やインターネット通信料等にかかる諸費用を負担しなければならない。

3 測量成果利用者は、三重県情報公開条例施行規則第 12 条の規定に基づき、測量成果の写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

#### (森林簿等の修正)

第 14 森林簿等の修正を求める者は、管理者等に森林簿等訂正申請書（様式第 7 号）を提

出するものとする。

- 2 上記の申請を受けた管理者等は、現況等を確認し、必要がある場合には修正を行うものとする。また、管理者は修正結果を総括管理者へ報告するものとする。

(その他)

第15 この要領に定めのない事項については必要に応じて総括管理者と協議するものとする。

附則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成24年10月1日から施行する。

附則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成27年6月1日から施行する。

附則

この要領は、平成27年12月1日から施行する。

附則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和元年12月25日から施行する。

附則

この要領は、令和2年4月16日から施行する。

附則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和4年2月17日から施行する。

附則

この要領は、令和5年4月3日から施行する。